

令和6年4月～家庭ごみの地区別収集日を変更します

※ 収集日が祝日に当たる場合「燃やせないごみ」の収集はお休みです。 ※ 年末年始のごみの収集は市広報12月号でお知らせします。

		下線部分が変更になっています				
地区名		燃やせるごみ (石狩市指定ごみ袋) 危険ごみ (透明・半透明袋)	燃えないごみ (石狩市指定ごみ袋) 廃蛍光管等 (透明・半透明袋)	燃やせないごみ (石狩市指定ごみ袋)	資源物 (ビン・缶・ペットボトル) (透明・半透明袋)	ミックスペーパー リサイクル(紙類) (紙袋)
石狩地区	花川南1条～4条 花川南5条3丁目～6丁目 花川南6条3丁目～5丁目 花川404番地 花畔354番地	毎週 火曜日/金曜日	毎月4回目の 水曜日	毎週 木曜日 祝日の収集は休み	毎週 月曜日 1回目の 月曜日 は除く	毎月 1回目の 月曜日
	花川南5条1丁目・2丁目 花川南6条1丁目・2丁目 花川南7条～10条 樽川3条・4条 樽川8条・9条 樽川 親船東2条・3条 新港東3丁目・南1丁目 志美				毎週 月曜日 2回目の 月曜日 は除く	毎月 2回目の 月曜日
	親船東1条 生振 横町、新町、仲町、弁天町 親船町、本町、浜町 花川東1条4丁目 花川東2条3丁目	毎週 月曜日/木曜日	毎月2回目の 水曜日	毎週 金曜日 祝日の収集は休み	毎週 火曜日 2回目の 火曜日 は除く	毎月 2回目の 火曜日
	花川北1条～3条 花川北4条(道住花畔団地を除く) 花川北5条	毎週 月曜日/木曜日		毎週 火曜日 3回目の 火曜日 は除く	毎月 3回目の 火曜日	
	花川北4条(道住花畔団地のみ) 花川北6条・7条 花川東1条1丁目～3丁目 花川東2条1丁目・2丁目 花川東 花川424番地 花畔(354番地を除く) 樽川5条・6条・7条 緑苑台 八幡1丁目～5丁目、 若生町 高岡、五の沢、北生振、美登位 緑ヶ原・厚田区虹が原			毎週 火曜日 4回目の 火曜日 は除く	毎月 4回目の 火曜日	
厚田区	厚田、別狩、安瀬、小谷、押琴 (虹が原は石狩地区最下段に掲載)	毎週 月曜日/木曜日	毎月2回目の 水曜日	毎週 金曜日 祝日の収集は休み	毎週 月曜日 3回目の 月曜日 は除く	毎月 3回目の 月曜日
厚田区	古潭、嶺泊、望来、聚富 (濃昼は浜益区に掲載)	毎週 火曜日/金曜日		毎週 木曜日 祝日の収集は休み	毎週 火曜日 3回目の 火曜日 は除く	毎月 3回目の 火曜日
浜益区	浜益区(厚田区濃昼を含む)	毎週 月曜日/木曜日	毎月2回目の 水曜日	毎週 金曜日 祝日の収集は休み	毎週 火曜日 3回目の 火曜日 は除く	毎月 3回目の 火曜日
収集時刻	石狩地区	午前8時30分までに出してください。(午前8時まで出していた地区も午前8時30分までに変更します。)				
	厚田区	午前8時までに出してください。				
	浜益区	午前7時から午前8時までに出してください。				